

令和8年6月12日

甲賀市議会議長 戎脇 浩 様

(代表者) 甲賀市議会議員

同

同

谷永 兼二
木村 真雄
出口 雅之

政治倫理基準等違反審査請求書

甲賀市議会議員政治倫理条例第5条1項の規定により、下記の通り審査を請求します。

記

1. 審査請求の対象となる議員

糸目 仁樹 議員

2. 審査請求の事案の内容

- (1) 令和8年第2回甲賀市議会定例会の一般質問通告書及び令和8年2月27日の令和8年第2回甲賀市議会定例会一般質問において、他人の私生活における不確定な事案を断定した内容を記載し、その旨の発言を行った。
- (2) 令和8年2月27日の令和8年第2回甲賀市議会定例会一般質問において、間接的な要素を複数列举して、個人を特定し得るような状況を作り、個人攻撃とも捉えられるような発言を行った。

【議事録等添付】

3. 審査請求の理由

別紙の通り。

以上



別紙(審査請求理由)

審査請求事案は、甲賀市議会議員政治倫理条例第3条第8号「市民全体の代表者として、その品位を損なう一切の行為を慎み、その責務に関し、不正の疑惑を持たれるような行為をしないこと」という規定に違反するものと思われ審査請求するものである。

そもそも地方議会議員は、「憲法で定められた地方公共団体の議事機関である地方議会（憲法93条1項）の構成員として、当該地方公共団体の住民による直接選挙で選出され（同条2項）、議会本会議や委員会等における自由な討論、質問・質疑等を通じて、当該地方公共団体の住民の間に存する多元的な意見や諸々の利益を、当該地方公共団体の意思形成・事務執行等に反映させる役割を担っているのであるから、地方議会の議員には、表現の自由（憲法21条）及び参政権の一態様として、地方議会等において発言する自由が保障されていて、議会等で発言することは、議員としての最も基本的・中核的な権利というべきである。（名古屋高判決平24.5.11）」とされており、議会における議員の発言自由は原則的には保障されている。一方で、地方自治法（以下「法」という）132条、甲賀市議会基本条例（以下「条例」という）及び甲賀市議会会議規則（以下「規則」という）に基づき、無礼な言葉の使用、他人の私生活への言及、人身攻撃、議題外の発言は禁止されている。その上で、市民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、良心と責任感を持って、議員の品位を保持しなければいけないとされており、関係する例規に違反すれば、その発言は許容されず、制約が生じ、場合によってはその議員の資質を問われる。実際に第2回甲賀市議会定例会において、審査請求対象議員（以下「対象議員」という）が一般質問として行った一連の言動は、一般市民を特定し、不確定な個人のプライバシーに関わるものであったと捉えている。また、自治振興会等規則では、自治振興会は「自主的に組織された住民組織」とであると定義しているにもかかわらず、その性質を誤認して発言したことは、一般質問にはそぐわないものであったと思われる。以上のように、本件の対象議員の一連の言動については、関係例規に違反する可能性があり、具体的項目としては、下記の点から審査を実施する必要があると考える。

まず、(1)一般質問通告書の提出にあたって「会長が公金の不正受給をした」と記載していること、また、一般質問の発言において「自治振興会・まちづくり協議会役員の不祥事に対する…」と発言したことについては、本市の事務に関わらない他人の私生活且つ当該時点での不確定事案について対象議員が明確な根拠を持たずに記載・発言したこととなり、法第132条、条例第19条及び規則第151条に照らし、関係例規に違反する疑いがある。

最後に、(2)一般質問において、対象議員は地元の方々（対象議員の地元である当該まちづくり協議会の住民の方々）が傍聴に来られていることを言及し、本市の自治振興会・まちづくり協議会の会長が国庫補助金の不正受給に関わった可能性があるということに関して、新聞報道の内容を詳細（事業内容・金額等）に説明することで、その個人を特定し得る状況を作り、個人攻撃ともとれるような発言をしたこと及び、憶測で当該会長が自治振興会・まちづくり協議会の公金を不当に私的流用し、今後もされる恐れがあると言及したことは、法第132条、条例第19条及び規則第151条に照らし、関係例規に違反する疑いがある。

以上、対象議員の行動に対し、審査請求を行うものである。

《関係例規抜粋》

【地方自治法】

（品位の保持）

第132条 普通地方公共団体の議会の会議又は委員会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。

【甲賀市議会基本条例】

（議員の政治倫理）

第19条 議員は、市民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

【甲賀市議会会議規則】

（品位の尊重）

第151条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

【甲賀市議会議員政治倫理条例】

（政治倫理基準等の遵守）

第3条第8号 市民全体の代表者として、その品位を損なう一切の行為を慎み、その責務に関し、不正の疑惑を持たれるような行為をしないこと。

令和 8年 3月 定例会(第2回)

令和8年第2回甲賀市議会定例会会議録(第4号)

令和8年2月27日(金曜日)午前9時30分開議

1. 出席議員

1番 若狹健太	2番 長 源一
3番 村木慶太郎	4番 富増力章
5番 北田麗子	6番 中島裕介
7番 古賀友康	8番 出口雅之
9番 西田 忠	10番 福井 進
11番 糸目仁樹	12番 西山 実
13番 木村眞雄	14番 奥村則夫
15番 小倉 剛	16番 瀬古幾司
17番 西村 慧	18番 岡田重美
19番 山岡光広	20番 堀 郁子
21番 田中喜克	22番 戎脇 浩
23番 橋本恒典	

2. 欠席議員

24番 谷永兼二

◆11番(糸目仁樹) 議席番号11番、糸目仁樹でございます。

今日は、大きく分けて二つの質問をさせていただきたいと思いますので、どうぞ誠意ある御答弁をお願いしたいと思います。

今日は、たくさんの方が傍聴席に来られております。それだけ非常に地元の方々から強い御期待をいただきながら私はこの場に立たせていただいて質問させていただきます。(2)その思い、非常に地元としては深刻な問題でございますので、その重みというものをしっかりと感じ取って御答弁をいただきたいなというふうに思います。

まず、一つ目の質問をさせていただきます。

自治振興会・まちづくり協議会役員の不祥事(1)に対する市の対応について、質問をさせていただきます。

昨年秋、甲賀市内のある自治振興会・まちづくり協議会の会長が関わった疑いのある公金の不正受給の新聞報道がございました。また、これは新聞報道のみならず、同じ内容が令和6年度の会計検査院により決算検査報告がなされております。その中では、国庫補助金の不当な受給として報告が挙げられております。もしこれが報道・報告のとおりであったならば、大変

ゆゆしきこととございます。

このような方が会長をされているということは、自治振興会・まちづくり協議会を通じて、本来であれば市民の生活向上のために使われるべき大切な公金が不当に私的に流用されている、もしくは今後もされるおそれがあり、市民にとってはとても不幸なこととございます。(1)市民の皆様のためにも、事の真相は明らかにし適切な対処を促していかなければなりません。そうしたことを目的に、今回、質問をさせていただきます。

まずは、一つ目の質問です。

この事件、会計検査院の報告書では、デジタル活用支援推進事業の補助対象事業費を過大に精算していたものとして報告がなされていますが、その概要については甲賀市は把握しているのでしょうか、またその詳細はどのようなものであったのか、もし把握されているのであればお答えください。

○議長(戎脇浩) 糸目議員に申し上げます。

通告は、新聞報道を把握しているかどうかという通告でありました。今の質問は、会計検査院の指摘を把握しているかどうかと。

◆11番(糸目仁樹) いえ、同じ内容です。新聞報道にも書かれているものが会計検査院も報告されていました。

○議長(戎脇浩) 新聞報道に対する把握でという答弁でよろしいですね。

◆11番(糸目仁樹) 結構ですね。

○議長(戎脇浩) 11番、糸目議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

総合政策部長。

◎総合政策部長(吉川寛) 糸目仁樹議員の御質問にお答えをいたします。

議員御質問の会計検査院の指摘の報道については、あったことについては承知をいたしております。それが全てのまちづくり協議会・自治振興会の団体についてという形の関わりについては承知しておりませんことから、詳細については把握をいたしておりません。

以上、答弁いたします。

○議長(戎脇浩) 糸目議員。

◆11番(糸目仁樹) 詳細についてお答えいただけなかったので、私のほうからお伝えをさせていただきます。

一部の抜粋ではございますが、これは利用者向けデジタル活用支援推進事業というものでございまして、会社名は伏せさせていただきますが、A社とさせていただきますが、この会長の関わっておられるA社という会社、デジタル活用事業であるスマートフォンを利用したオンライン行政手続に関する助言・相談を行う講習会をされているわけですが、令和4年度・5年度、両年度において182事業、合計2億7,492万6,984円の実施をしております。(2)

これに対して、両年度の実績報告書において、講習会で使用するスマートフォンをレンタル代としてですね、レンタルするなどとして、これらに要したとする経費8,375万7,620円をそ

れぞれ補助対象事業費に計上して実績報告書等を補助事業者に提出して、補助事業者による審査を経て補助金の額の確定を受け、これらの補助金の交付を受けておりました。

このA社は、実際には兩年度に182事業において既に保有していたスマートフォンを使用していたということで、実際レンタルをしてないということですね。そのスマートフォンをレンタルするなどして虚偽の発注書を作成して、これらの書類を実績報告書に添付していたという内容でございます。

補助事業費は正しく計算すると1億9,116万9,364円となって、申請されていた2億7,492万6,984円との差額を取ると8,375万7,620円が過大に精算されていたということです。(2)この半分が補助されるということなので4,714万7,000円が不当と認められると、このように報告書が挙げられております。

御存じないというような言い方をされていましたが、あえて再質問をさせていただきますが、これはどこで起きたことなのか、これは市のほうで御存じないのでしょうか、改めてお伺いします。再質問です。

○議長(戎脇浩) 総合政策部長。

◎総合政策部長(吉川寛) 再質問にお答えをいたします。

どこでというお話でございました。新聞報道は見ておりますけれども、そちらの中では、どこでというふうな形ではなかったと、記載はなかったというふうなことを思っておりますので、具体的にどこでということについては把握をしておりません。

以上、お答えといたします。

○議長(戎脇浩) 糸目議員。

◆11番(糸目仁樹) 御存じないということで、私も存じませんが、これが甲賀市内で起きたことなのか市外で起きたことなのか、そういったことのいろんな臆測が飛び交うわけでございます。

そしてですね、これとはまた別に、こういう方が自治振興会・まちづくり協議会の会長をされているということは、その自治振興会やまちづくり協議会の交付金等々でも同じようなことが起きてないのか、当然、誰でも不安になることでございます。こういったことは起きていないのでしょうか、調査はしないのでしょうか、再質問をさせていただきます。

○議長(戎脇浩) 総合政策部長。

◎総合政策部長(吉川寛) お答えをいたします。

今のそういった団体の公金を受けた中での使用については、実際大丈夫かというふうな確認の御質問かと思っております。

いろんな各種団体に補助金等交付、いろんなものを交付させていただいている場合には、当然、その団体での監査等がございますので、そういった物については適正である旨の報告もされたものが市として報告が上がってまいります。それについては、ものによっては改めて市のほうにも確認をさせていただくというふうなことをしておりますので、今のところそういったところについて不適切な事例があったという報告は、現在のところ受けていないところでござ

います。

以上、お答えいたします。

○議長(戎協浩) 糸目議員。

◆11番(糸目仁樹) 二つ目の質問に移らせていただきます。

この補助対象事業費8,375万7,000円という巨額のお金があるんですけども、これは一事業ではなくて、報告書によれば182事業にわたって指摘をされているということでございます。1回ではないんですね。だから、場合によってはこれは常態化していたということも容易に推測されるようなことでございます。極めて悪質な事件である可能性も高いわけでございます。

ただ、この事件について会長本人が主体的に企図していたのか、もしくは単に巻き込まれただけなのか、ただそこにいただけなのか、それはちょっと報告書からは読み取れません。(1)しかし、だからといって放置するということは私はならないと思います。この記事について御存じいただいたということなので、御本人からの事情聴取というのをする必要があったのだと思います。二つ目の質問です。本件について、本人にこの件、事実確認をしたのか、その本人の認識はどうだったのかお聞きします。

○議長(戎協浩) 総合政策部長。

◎総合政策部長(吉川寛) お答えをいたします。

先ほども詳細を把握しておりませんと御答弁申し上げました。そういったことでございますので、事情確認の機会を設けておりませんので確認はしていないというところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長(戎協浩) 糸目議員。

◆11番(糸目仁樹) 極めて日本語的におかしなことを言われたと思うんですけども、詳細を把握してないから調べないといけないんじゃないんでしょうか、火のないところに煙は立たないんです。煙を見た、新聞記事という煙を見たんですから、実際に火があったのかないのか、やっぱりその当事者と思われる方に事実確認をして当然だと思うんですが、いかがでしょうか、再質問をさせていただきます。

○議長(戎協浩) 総合政策部長。

◎総合政策部長(吉川寛) 再問にお答えをいたします。

今回は、あくまで民間企業における事案であるというふうなことの認識でございますので、特別な事情確認の機会を設けていないというところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長(戎協浩) 糸目議員。

◆11番(糸目仁樹) 本件が民間企業のことだ、本件のことを言っているわけではありません。本件のことがあるから、その方が甲賀市の公金を受給する立場にあるわけですよね。そういう方が、本当に問題なかった、会計検査は本当に問題なかったと言っておりましたが、本当に問題なかったのか、今、この事件を受けてもう一回見直すべきだと思うんですが、その点いかが

でしょうか、再質問をさせていただきます。

○議長(戎協浩) 総合政策部長。

◎総合政策部長(吉川寛) 必要があると判断したときには、改めて確認をさせていただきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長(戎協浩) 糸目議員。

◆11番(糸目仁樹) 今回の報道を受けて、それは必要あると判断されるべきだと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長(戎協浩) 総合政策部長。

◎総合政策部長(吉川寛) 今回の民間企業と国とのやり取りの中でございますけれども、こういったいろんな団体の役員の方々というのは、いろんな企業に勤めておられますので、それを全ては把握しておりません。そういったことが必要であるということを検討までするかちょっと分かりませんけれども、今現在のところ確認をする必要がないという判断をしておりますので、事情の確認をする予定はしていません。

以上、お答えいたします。

○議長(戎協浩) 糸目議員。

◆11番(糸目仁樹) その認識は、非常に甘いと思います。これは調査すべきです、する必要があります。地方自治法第199条第6項において、監査委員は市長からですね、もしそういう監査が必要だというふうに要請すれば監査をしなければなりませんので、この事態、しっかりと考えてですね、特別監査の要求をしていただくようお願いしたいなと思います。時間の都合がありますので、この辺で次の質問に移らせていただきたいと思います。

このですね、会長さんの件というのは、任意団体、例えば自治会の会長さんであるならば、その自治会の中で議論して解決されるべきだと思いますが、今回は自治振興会・まちづくり協議会という団体の会長さんであるということです。自治振興会・まちづくり協議会は、言わずもがなですが、税金で運営されているわけですね。しかも市が「つくってくれ」と言って頼んでつくってもらった団体でございます。その方が、こういう事件に関わっていたかもしれないということが報道されているわけでございます。当然、放置すべきことじゃないと思いますが、三つ目の質問です。

そういった状況です。こういった方がですね、自治振興会・まちづくり協議会の会長を継続するというのは、私は極めて不適切だというふうに思います。もちろん、その疑いを晴らすことができればいいんですが、疑いがある段階で、やはり適切ではないと考えます。市当局としてはどう考えておられるのか、お答えください。

○議長(戎協浩) 総合政策部長。

◎総合政策部長(吉川寛) お答えをいたします。

自治振興会・まちづくり協議会は、地域の住民の皆様が主体となって設立・運営されている団体であり、会長を含む役員の選任や進退については、各団体の規約及び総会等の意思決定

に委ねられるべきものであります。また一方で、市からの交付金や委託料など公金を取り扱う団体でもありますことから、法令遵守はもとより、地域住民との信頼関係や説明責任を果たしていく必要があるものと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長(戎協浩) 糸目議員。

◆11番(糸目仁樹) ですので、前段に申し上げましたように、これは自治会ならば、今、部長がお答えいただいた答弁のとおりだと思います。自治会の中で議論して、自治会の中で解決してください、それでいいと思いますが、自治振興会というのは市から「つくってください」と言っ
てつくらせて、なおかつ税金で運営している団体ですよ。それに対して、皆さんのほうで勝手に決めてください、それは無責任じゃないでしょうか。もう一度お聞きます。この会長の方がそのまま継続することに対して、どうなのでしょう、不適切と考えますがいかがでしょうか、お答えください。

○議長(戎協浩) 総合政策部長。

◎総合政策部長(吉川寛) あくまで自治振興会・まちづくり協議会も自治の範疇であるというふうな認識を持っておりますので、その中には当然規約でありますとか総会等こういったものを開かれていて運営をされているということで、自治的には徹底されているというふうな認識を持っております。

この辺については、市といたしましては、団体の自主性・自律性、こういったものを尊重する立場にあるというふうに考えておりますので、会の内部においてそういった課題がある場合については、説明責任を果たしていただいて透明性の確保に努めていただくことが大変重要であると思いますので、こういった役員に関することについて市にはそういった権限がないというふうなことを、市にはそういった権限がないというふうに判断をしております。

以上、お答えいたします。

○議長(戎協浩) 糸目議員。

◆11番(糸目仁樹) 極めて無責任な御答弁をいただきましたが、この件は置いて、じゃ、もしこの方が市の例えばですね、これは再質問させていただきますけれども、市の役とかに就かれていますとなった場合は不適切と考えますでしょうか、お答えください。

○議長(戎協浩) 糸目議員、市の役とは何を指しますか。

◆11番(糸目仁樹) 市の組織の役です。例えば、何とか審議会の職、いろんな審議会であるとか、ありますよね、そういったところのメンバーであるとか、幅広いことだと思いますが、市の直轄の組織で役をされているとか、もしそういうことがあったら、それは不適切だと思いますが、その点はいかがですか、そういう意味です。

○議長(戎協浩) 総合政策部長。

◎総合政策部長(吉川寛) お答えいたします。

今、おっしゃっていただいたことは、先ほどから御質問いただいているところにつきましては、自治振興会・まちづくり協議会というのは、あくまで住民自治組織というふうな位置づけをし

ております。

今、改めて御質問されたところについては、市のどちらかという団体自治の中の組織的な話になってくるのかなと思っておりますので、若干その辺については対応は異なる場合もあるのかなというふうに考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長(戎脇浩) 糸目議員。

◆11番(糸目仁樹) 対応は異なるということですが、どのように異なるのか、再質問をさせていただきます。

○議長(戎脇浩) 総合政策部長。

◎総合政策部長(吉川寛) 対応の異なり方というのは、同じになるかも分かりませんが、異なる場合もあるでしょうし、その内容、個別案件によりますので、必ずこのような対応を取るというふうなことは今ちょっとここでは申し上げられませんが、必ず異なるということについては撤回をさせていただきます。

以上、お答えといたします。

○議長(戎脇浩) 糸目議員。

◆11番(糸目仁樹) それでは改めてお聞きしますが、じゃその就かされている市の、例えば何とか審議会であるとか、いろんな会の例えば役をされているとか、そういう場合で、場合によっては、じゃその場合は、こういう事件を踏まえてお辞めいただくとか、そういう判断もあり得るということでしょうか、お答えください。

○議長(戎脇浩) 糸目議員に申し上げます。

再質問でありますけれども、今回は自治振興会・まちづくり協議会に関する市の一般事務に対しての質問ということであります。一度は認めましたが、他の部分に関する再度の質問というのは極力お控えをいただきたいというふうに思います。これを最後にします。

◆11番(糸目仁樹) はい。

○議長(戎脇浩) 総合政策部長。

◎総合政策部長(吉川寛) お答えいたします。

決定していない予測、「もし」という話の中での想定については、今、ここで具体的にどのような対応をするかというふうな話については、お答えをいたしかねます。

以上、お答えといたします。

○議長(戎脇浩) 糸目議員。

◆11番(糸目仁樹) それでは、4番目の質問をさせていただきます。

今回の事件に限らないんですけれども、一般論になります。自治振興会・まちづくり協議会の人事について、市はどのように関与しているのでしょうか。もう既にお答えいただいた部分もありますけれども、会長並びに役員が著しく不適切な行為をした場合、市の判断で罷免できないのでしょうか、お答えください。

○議長(戎協浩) 総合政策部長。

◎総合政策部長(吉川寛) お答えをいたします。

自治振興会・まちづくり協議会における人事につきましては、市が任命権や解任権を有するものではなく、各団体の自主的な判断に基づくものでありますことから、市の判断により会長や役員を罷免することは適切ではなく、また市にはそのような権限はないものと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長(戎協浩) 糸目議員。

◆11番(糸目仁樹) 極めて無責任だと思います。自治振興会って、そもそも誰が「つくってくれ」というふうにお願ひしたんでしょうか、地元からでしょうか、違いますよね。違いますよね、市からですよ。市から「つくってくれ」と言ってつくられた組織ですよ。そこで、住民のほうでは解決できないような問題ができたとして、「知りません」というのは、ちょっとそれはおかしいんじゃないかなと思います。

五つ目の質問をさせていただきます。

今、四つ目の質問の御答弁で、そういった権限がないということでしたけども、じゃ権限をつくるように改めるべきではないでしょうか。各自治振興会・まちづくり協議会の規約に、会長並びに各役員のリコール規定、選挙制度とかを設ける必要があると思います。その中でも、やっぱり市としての関わり方を明記する必要があると思いますが、この点、市当局の認識はいかがでしょうか。

○議長(戎協浩) 総合政策部長。

◎総合政策部長(吉川寛) お答えをいたします。

自治振興会・まちづくり協議会が、地域住民から信頼され持続的に活動していくためには、会長や役員の選出方法や任期、予算の編成並びに決算の調整、監査の実施などを団体規約に定めることを条件としているところでございます。

一方で、自治振興会・まちづくり協議会は、住民自治の主体であり、その自主性は最大限尊重されるべきでありますことから、市として一律にリコール規定や選挙制度を設けることはできませんが、役員の責任や説明責任を明確にするための仕組みというものについては、団体のガバナンス向上につながるものであると考えております。

このことから、各団体の自主性を尊重しつつ、地域内の多様な主体の参画を促すため、市内の自治振興会や他市町の事例等を踏まえた上で、役員任期や多選の考え方を提案するなど、多くの地域住民との合意形成プロセスを重視した、時代に即した規約へのリニューアルがなされることで、透明性の高い運営が図られるよう、助言・支援をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長(戎協浩) 糸目議員。

◆11番(糸目仁樹) 一見分かりにくい答弁をしていただきましたけども、ちゃんとそういうふうに御指導をいただけるというふうに理解してよろしいんでしょうか、再質問をさせていただ

きます。

○議長(戎協浩) 総合政策部長。

◎総合政策部長(吉川寛) お答えをいたします。

支援・御助言等につきましては、住民自治の範疇を超えない範囲でというふうな形はあるかと思えますけれども、そういった意味で市のほうでも関わりを持ちながら、よりよい組織となるように一緒になって考えてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長(戎協浩) 糸目議員。

◆11番(糸目仁樹) 部長としても答えにくいところがあるのかなと思いますので、あまりこれ以上追及するのは控えますけれども、全部、自治振興会・まちづくり協議会の皆さんでやってくださいねというような丸投げはやめてもらいたいんです。もうどうにもならんようになったときは、最後は市のほうからも、これはリセットをするという最後の手段があつてしかるべきだと思います。そういったことに期待をされている住民さんが非常に多いということを今日感じ取ってもらいたいんです。なので、部長さんのお立場も分からなくもないので、今の御答弁はちゃんとやっていただけるというふうに私は前向きに捉えさせていただきますので、ぜひともよろしく願いをいたします。

時間の都合がありますので、1件目の質問はここで終わらせていただきたいと思います。

順番	質 問 事 項	質 問 要 旨	一連番号	質問の相手	担当部署
2	11番 糸目 仁樹 議員	【一問一答】 《第1日》 (2/5)			
	1. 自治振興会・まちづくり協議会役員の不祥事に対する市の対応について	1. 昨秋、甲賀市内の自治振興会・まちづくり協議会の会長が公金の不正受給したと報道があった。詳細はどの様な内容か。 2. 本件について、市としてその会長本人に事情を確認したか。確認しているならば、本人の認識はどのようなものか。 3. 自治振興会・まちづくり協議会は、市からの交付金を扱う団体であるが、その会長が公金の不正受給をした。会長職を継続するのは不適切と考えるが、市当局の考え方はどうか。 4. 今回の事件に限らないが、自治振興会・まちづくり協議会の人事について、市はどの様に関与しているか。会長ならびに役員が著しく不適切な行為をした場合、市の判断で罷免はできるのか。 5. 各自治振興会・まちづくり協議会の規約に会長並びに各役員のリコール規程、そして選挙制度を設ける必要があると思うが、市当局の認識はどうか。	4-1 4-2 4-3 4-4 4-5	1. 総合政策部長 2. 総合政策部長 3. 総合政策部長 4. 総合政策部長 5. 総合政策部長	総合政策部
	2. 障がい者相談支援事業・計画相談支援事業の現状について	1. 甲賀市に障がい者相談支援事業者、計画相談支援事業者はいくつあるか。近隣市町と比べて少ないと懸念するがどうか。 2. 障がい者福祉サービスを受けるためのサービス利用等計画案を自分で作成・提出する方の割合（セルフプラン率）は甲賀市でどれくらいか。また他市町と比べてどうか。 3. サービス利用計画を書く支援を受けられずに適切な福祉サービスが受けられない方々も居られると想像するが、相談支援事業者の拡充が必要ではないか。市当局の認識はどうか。 4. 相談支援事業者の担い手不足の声も聞くが、現状と市当局の認識はどうか。この課題に対する取り組みはあるか。 5. 相談支援事業者に対し、草津市、栗東市、守山市ではそれぞれ事業補助金、加算金、就職支援金などの制度がある。甲賀市では類似する制度はないか。こうした補助制度が必要ではないか。現状についての市当局の認識はどうか。	5-1 5-2 5-3 5-4 5-5	1. 健康福祉部長 2. 健康福祉部長 3. 健康福祉部長 4. 健康福祉部長 5. 健康福祉部長	健康福祉部